

鹿屋市会計規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条第1項第2号中「並びに」を「及び」に改める。

第14条第2項第3号中「（請書）」を「、請書」に改める。

第16条中「法第243条の2」を「法第243条の2の2」に改める。

第29条第3項中「個所」を「箇所」に改める。

第30条第1項中「、徴収金領収帳受払簿に」を「徴収金領収帳受払簿に」に、「徴収金領収帳受払整理簿」を「徴収金領収帳受払整理簿」に改める。

第52条第1項に次のただし書を加える。

ただし、債権者から申出があったときは、指定金融機関をして現金で支払をさせることができる。

第52条第3項を削り、同条第4項中「前項」を「第1項ただし書」に、「、債権者に」を「債権者に」に、「当該支出命令書等を」を「、当該支出命令書等を」に改め、同項を同条第3項とする。

第53条第1項中「、支払」を「支払」に改め、「支出命令書等及び」を削る。

第84条第4項中「受入れる」を「受け入れる」に、「引き替え」を「引き換え」に改める。

第93条中「郵便貯金銀行」を「株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）」に改める。

第96条第1項を次のように改める。

取扱店は、納期限を経過したもので督促手数料を徴収すべきこととなっている納入通知書等を受けたときは、督促手数料を徴収しなければならない。

第97条中「の額を計算し、延滞金が徴収されることとなる場合は、納入義務者に延滞金が必要である旨を告げ、延滞金を付加徴収し、納入通知書等の当該欄に延滞金の額を記入」を「を徴収」に改める。

第98条中「納入通知書等の呈示を受けて第35条の規定により」を「納入通知書等に基づく市の収入金について、第35条の規定による」に、「受入れの」を「受け入れる」に改める。

第99条第2項中「呈示」を「提示」に改める。

第100条中「第104条から第107条まで」を「第105条から第108条まで」に改める。

第102条、第103条第2項及び第103条の2（見出しを含む。）中「郵便貯金銀行」を「ゆうちょ銀行」に改める。

第105条第2項中「第52条第4項」を「第52条第3項」に改める。

第109条第2項中「呈示」を「提示」に改める。

第111条中「及び第98条」を「、第98条」に改める。

第113条中「指定金融機関及び収納代理金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

第114条第1項及び第3項中「郵便貯金銀行」を「ゆうちょ銀行」に改める。

第115条中「基金」を「、基金」に改める。

第119条第1項第3号中「医療等」を「、医療等」に改める。

第147条中「3箇月」を「3か月」に、「並びに」を「を調製し、」に、「を調製し、」を「及び」に改め、「添えて」を削る。

第153条第2号中「更正書」を「、更正書」に改める。

第154条第1項第1号中「替える」を「代える」に改め、同項第6号中「「全」」を「、「全」」に改め、同条第2項第11号中「交付年月日」を「、交付年月日」に改める。

第157条第1項中「記帳は証拠書類によってこれを」を「記載文字中に誤字があるときは2線を引いて訂正し、その箇所に担当者が認印を押印」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表第5備考に後段として次のように加える。

また、委託料のうち単価契約によるものに係る支出負担行為についても事前合議を省略するものとする。

別表第6鹿児島信用金庫の項取りまとめ店の所在地の欄中「鹿屋市向江町」を「鹿屋市寿8丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。